

求職者支援訓練実施機関各位

東 京 労 働 局
高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部

令和 7 年度求職者支援訓練における認定定員上限数等の取り扱いについて

令和 6 年度第 2 回「東京都地域職業能力開発促進協議会」において承認された「令和 7 年度東京都地域職業訓練実施計画」に基づき、令和 7 年 8 月開講コースより、下記のとおり認定定員上限数等の取扱いを変更することといたしましたのでご連絡申し上げます。

なお、各月の認定定員数につきましては、従前どおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部（以下「東京支部」という。）のホームページにおいて毎月公表いたします。

記

- 1 実践コースの通常枠の医療事務分野（訓練分野番号 04）については、営業・販売・事務分野（同 03）との共有枠において認定定員上限数を設定します。
- 2 e ラーニング及びフルオンラインのコース（対象コースは注 1 のとおりとします。）については、実践コースの定員数の 1 割を上限として実施するものとします。各月の認定定員上限数は東京労働局と東京支部との協議により決定いたします。

注 1 上記 2 の取扱いの対象となる e ラーニング及びフルオンラインのコースとは、以下の①、②のコースを指すことといたします。

- ① e ラーニング：実施日が特定されていない科目を含むコースで、通所割合が総訓練時間の 20%以下のコース（訓練科名の末尾が「(e ラーニング A)」と記載されたコース）
- ② フルオンライン：オンライン訓練を実施するコース（e ラーニングを除く）のうち、通所による訓練時間が全くないコース

※上記の「通所」とは、すべての受講者が同一の訓練実施施設内に通所して訓練を受講する形態のこと。したがって、通信の方法による訓練（オンライン訓練）は混在型、単独型であっても「通所」には該当しません。

注2 上記2は「令和7年度東京都地域職業訓練実施計画」に基づき、東京労働局と東京支部にて協議したものであり、令和7年度の「東京都地域職業能力開発促進協議会」の審議結果等により対応が変更されることがあります。

- 3 新規参入枠については、基礎コースは定員数の30%、実践コースは定員数の20%を上限として実施するものとします。各月の認定定員上限数は東京労働局と東京支部との協議により決定いたします。

(参考：各月の定員数について（東京支部ホームページ（現在は、令和7年7月開講の定員を公開中。））

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tokyo/noukai/course.html>